

横福指第 73 号

平成 27 年（2015 年）7 月 17 日

指定（介護予防）通所介護事業者 様
指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業者 様
指定居宅介護支援事業者 様
指定介護予防支援事業者 様

横須賀市福祉部長
（公印省略）

指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について
（通知）

日ごろより、本市の介護保険事業にご協力賜わり、厚くお礼申しあげます。

さて、現在、指定通所介護事業所等において提供されている宿泊サービスについては、平成 27 年 4 月 30 日付け、厚生労働省老健局振興課長、同老人保健課長、同高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長の連名通知「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について」が発出されました。

本市においては、指定通所介護事業所等において行われる宿泊サービスの提供に当たっては、利用者の尊厳の保持及び安全の確保を徹底することから、この通知の趣旨を踏まえ、別添のとおり平成 27 年 7 月 1 日付けで「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針」を定めました。

つきましては、今後において、指定通所介護事業者が、各事業所において行う宿泊サービスの提供に当たっては、本指針を遵守いただき、適切に運営するようお願いいたします。

また、平成 27 年 7 月 1 日付けの「指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例」等の改正において、指定通所介護事業所等において、宿泊サービスを提供する場合における届出について規定いたしました。

届出方法等については、現在検討を進めており、詳細が決まり次第お知らせいたしますので、ご対応いただきますよう併せてお願いいたします。

事務担当 横須賀市福祉部指導監査課

指導監査第 1 係 電話 046 (822) 8162

指導監査第 2 係 電話 046 (822) 8393